

要件設定型一般競争入札公告

令和5年9月12日

宇佐市長 是永 修治

宇佐市不燃物処理場浸出水処理施設更新工事について、要件設定型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

記

1 工事概要

- (1) 工事名 宇佐市不燃物処理場浸出水処理施設更新工事
(2) 工事場所 大分県宇佐市安心院町下毛1335番地の2
(3) 工事概要 既存施設の規模

浸出水処理施設 62 m³/日

浸出水調整設備 4,600 m³

実施設計 一式

機械設備工事 一式

配管設備工事 一式

電気・計装設備工事 一式

その他工事 一式

- (4) 工期 契約締結日の翌日から720日間

2 予定価格 金411,390,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

3 最低制限価格 設定なし

4 入札保証金 免除

5 契約保証金 契約金額の100分の10以上

6 入札参加資格

1) 参加者の参加資格要件

参加者は、入札参加資格審査申請書提出期限日において、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
(2) 宇佐市において、令和5年度建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
(3) 宇佐市において、指名停止基準又は要領等に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
(4) 開札予定日以前6箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がない者。

- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
 - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）
 - (7) 清算中の株式会社であって、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 514 条に基づく特別清算開始命令がなされていない者。
 - (8) 国税（法人税又は所得税及び消費税）及び地方税を滞納していない者。
 - (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられていない者。（その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していない者を除く。）
 - (10) 宇佐市入札・契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年告示第 54 号）に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (11) 次に示す者と資本面及び人事面において、関連がない者。（注）
 - ・発注支援業務受託者
 - 株式会社日建技術コンサルタント及び関係会社
- （注）「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の 10 分の 2 を超える株式を有する、又は、その資金の総額の 10 分の 2 を出資している者をいい、「人事面において関連のある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

2) 参加者に必要な資格要件

参加者は、入札参加資格審査申請書提出期限日において、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近（審査基準日から 1 年 7 ヶ月を経過していないものに限る）の「清掃施設」の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (3) 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事で、平成 24 年度以降公告日までに元請として完成・引渡し完了した次の要件を満たす工事を施工した実績があること（共同企業体の場合は代表者に限る。）。
 - ・一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の建設工事又は改造工事（修繕工事含む。）で、処理能力 50 m³以上の施工実績を有すること。
- (4) 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る主任技術者を専任で配置できること。（主任技術者と現場代理人は兼任することが出来る。）
 - ※ 恒常的な雇用関係とは、入札参加資格審査申請書提出日までに引き続き 3 か月以上の雇用関係にあることをいう。
- (5) 主任技術者は一般廃棄物処理施設建設工事において、現場総括責任者としての経験を有すること。

- (6) プラント設備に関し、建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある一般廃棄物処理施設の設計業務の実績（改修・改造工事含む）を有する技術者を配置できること。

7 参加に関する留意事項

1) 入札説明書等の承諾

参加者は、入札参加表明書の提出をもって、入札説明書等の記載内容を全て異議なく承諾したものとする。

2) 費用負担

参加申し込みに係る費用は、全て参加者の負担とする。

3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 消費税に関する取扱い

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

5) 本市が提供する資料の取扱い

本市が提示する資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

6) 入札の延期、中止等

本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。それらの場合、参加者は損害賠償等の請求はできない。

7) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、本市ホームページ（<http://www.city.usa.oita.jp>）に掲載する。

8 入札公告から落札者決定に至るまでの手続

1) 入札説明書等の書類の公表

入札説明書等の書類の公表は、次のとおり行う。

(1) 公表日

令和5年9月12日(火)

(2) 公表場所

本市ホームページ（<http://www.city.usa.oita.jp>）

(3) 公表資料

本説明書、発注仕様書、様式集

2) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問の対象は、入札参加表明書、入札参加資格審査申請書に関する質問とする。

入札説明書等に関する質問の受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係る参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

(1) 質問の方法

入札説明書等に関する質問は、入札説明書等に関する質問書【様式1-1】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール(開封通知付き)により提出すること。また、提出に当たっては、表題を「入札説明書等に関する質問書提出」とすること。電話又はファクシミリ等による質問は受け付けない。

(2) 提出先・期限

令和5年9月19日(火) 午後5時まで

(3) 提出先

宇佐市 清掃事業局 業務第二課

電子メール：4syoukyaku04@city.usa.lg.jp

(4) 受信確認通知

本市は、当該質問書を受領したことを確認するために、電子メールにより受信確認通知を各質問者へ返信する。なお、質問書提出日の翌日の午前中までに、本市からの受信確認通知がない場合は連絡すること。

3) 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、本市ホームページに公表する。

ただし、本工事に直接関係しない質問及び不当に混乱を招くことが危惧されると判断される質問については、回答しない旨を回答する。

(1) 回答日

令和5年9月22日(金)

4) 入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書を提出すること。

(1) 提出日時

令和5年9月29日(金) 午後5時まで

(2) 提出先(宛名)

〒879-0307 大分県宇佐市大字浜高家392番地の3

宇佐市 清掃事業局 業務第二課

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、受け付け後に、書類等に不備がある場合は補正等を求める場合があるので、説明書を十分に参照の上、不備がないよう提出すること。

(4) 提出書類

以下の提出物をファイルに綴じ、正副各1部を提出する。

① 入札参加表明書【様式2-1】

② 入札参加資格審査申請書【様式2-2】

添付書類

(ア) 会社概要・業務経歴書（任意様式）

(イ) 参加者の参加資格要件を確認するもの

- ・納税に係る滞納のない証明書（法人税、消費税及び地方消費税、所在市町村における市町村税）
- ・履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）を提出するものとする。
- ・貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3ヵ年分）
- ・資本関係・人的関係がわかるもの

(ウ) 参加者の必要な資格要件を確認するもの

- ・建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けている証明書類
- ・清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書（総合評定通知書）の写し（入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、1年7ヶ月を経過していないものに限る）
- ・入札参加資格要件確認書（受注実績）【様式2-3】
- ・技術者等を必ず配置する誓約書【様式2-4】

(エ) 受付票【様式2-5】

5) 入札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和5年10月3日（火）午前11時

(2) 入札場所 宇佐市清掃事業局 別館2階会議室
大分県宇佐市大字江須賀2015番地
電話番号 0978-38-0390

6) 入札の方法

(1) 入札等

- ① 入札書【様式4-1】は、本公告に示した日時に、入札会場において入札執行者の指定により、入札箱に投入しなければならない。
- ② 入札執行者の入札開始宣言までに入札会場に入室していない者は、入札に参加することはできない。
- ③ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状【様式3-1】を持参させなければならない。
- ④ 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

- ⑤ 入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に対応した入札金額内訳書【様式4-2】を提出すること。作成方法、審査基準等は、建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領によることとし、入札金額内訳書の作成上の注意事項を参考とすること。なお、提出された入札金額内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。
 - ⑥ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」に基づき算定すること。
 - ⑦ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- (2) 入札の開札及び再度入札
- ① 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。
 - ② 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 - ③ 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行わず入札を打ち切る。
- (3) 落札者
- ① 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者に決定する。
 - ② 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、落札候補者を除いた者を入札価格の低い者から順に順位を決定する。
 - ③ 落札候補者又は入札した者の順位を決定するにあたり、同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者又は順位を決定する。

7) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札条件を認定しがたい入札
- (7) 公告に示した競争参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (8) 設計図書購入を入札条件としている場合において、設計図書購入確認票を提出しない者のした入札

- (9) 入札参加表明書を提出期限までにすべて提出しない者のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

8) 入札参加資格の審査

本市は、落札候補者から提出され入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書により、落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか審査を行い、その結果を書面により落札候補者へ通知する。

落札候補者が参加資格要件を満たしていない場合は、落札候補者の決定を取り消す。

落札候補者の決定を取り消した場合、次順位の者を新たに落札候補者に決定する。

入札参加資格審査結果の決定から落札者決定までの期間において、落札候補者が入札参加資格要件を欠いた場合には、落札候補者の決定を取り消すものとし、次順位の者を新たに落札候補者に決定する。

(1) 入札参加資格審査結果通知日（発送日）

令和5年10月5日(木) (郵送により通知)

(2) 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

① 入札参加資格を有しないと認められた者は、本市に対し、その理由の説明を求めることができる。

② 前号の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和5年10月17日(火)午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)に、本市に提出するものとする。

【書面の提出方法は、持参又は郵送によるものとし、ファックス・電子メール等での受け付けは行わない。】

③ 前号の説明を求めた者に対する回答は、令和5年10月23日(月)までに書面により行う。

9) 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、本市ホームページに公表する。

9 支払条件

前払金 有 (令和5年度1回、令和6年度1回、令和7年度1回)

中間前払金 有 (令和5年度1回、令和6年度1回、令和7年度1回)

部分払 有 (令和5年度3回以内、令和6年度3回以内、令和7年度3回以内)

※中間前払金、部分払の併用はできず、仮契約時にいずれかを選択するものとする。

10 その他

- 1) この公告に定めがない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、宇佐市契約事務規則（平成17年宇佐市規則第34号）、契約書その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- 2) 当該契約の契約締結は、地方自治法第96条第1項第5号及び宇佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宇佐市条例台46号）第2条に規定する市議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、

市議会議決後契約の保証が付されたことを確認した後、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約となるものである。

- 3) 落札候補者は、必要に応じて契約担当者が指定する資料を提出しなければならない。
- 4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、次のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定者の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。
 - ア 宇佐市指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき
 - イ 入札公告に掲げる競争参加資格の条件を満たさなくなったとき
- 5) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が4)に該当した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。
- 6) 落札者は、落札の通知を受けた日を含め7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。
- 7) 開札から契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5を違約金として徴収する。
- 8) 提出された書類は返却しない。
- 9) 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。
- 10) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11 照会先

宇佐市市民生活部清掃事業局業務第二課庶務係〔電話 0978-33-2233〕